

東京都所有の建築物の維持管理に関する要望の回答

令和2年8月に、都議会自民党に対して提出した要望書の回答が、東京都から都議会自民党を通じて届いた。

一 総合評価制度の拡充について

1 総合評価方式の適用案件については、ビルメン業すべてに価格点上限の設定。

価格点の上限設定を適用している建物清掃及び警備・受付以外の業務については、業務ごとの上限設定の必要性や配点バランス等を踏まえ、今後検討していきます。(財務局)

2 政策的評価項目は、品質確保、インスペクター等の資格者の保有状況、セキュリティに関する認定、エコユニーニング認定事業者、弊協会加盟等を加点要素に。

総合評価においては、公共調達のプロセスにおいてもこの政策目的をサポートするという観点から、個別の法令により公共調達の落札者決定に当たり考慮することが要請される項目などを政策的評価項目としており、ご指摘のあった項目のうち、環境負荷の低減や障害者雇用といった項目について設定項目例として定めています。ご指摘の他の項目については、政策的評価項目にはなかなか馴染みにくいものと考えており、各案件の履行に当たり資格要件とすることが必要な点も含め、検討していく必要があると考えています。(財務局)

3 総合管理案件においては、JVでの入札参加についてご検討を。東京都では、原則として、建物清掃、電気・暖冷房設備保守等、営業種目ごとに分離分割発注を行っていますが、規模が小さく分割することで合理性が損なわれる等の理由のある案件については、複数の営業種目を合わせたいわゆる総合建物管理を行っております。

4 総合評価案件の入札時期の前倒しを。総合評価方式を適用する案件の準備契約について、地方自治体の予算の仕組上、新年度の予算措置が未確定な時点で契約手続を進めることは困難ですが、準備契約の案件の中で優先的に手続を進め、可能な限り提案書作成期間や審査期間を確保する等、契約事務手続までできることは引き続き努力していきます。(財務局)

予定価格については、各局において、労務単価や物価の動向などを踏まえ、適正な積算に努めています。また、新労務単価への変更については、現在委託案件では、公共工事設計労務単価を使用している案件については契約変更を認めています。他案件への普及については、必要に応じて検討していきます。(財務局)

3 業務委託入札に最低制限価格制度を導入する場合には、十分な配慮を。最低制限価格制度については、現在具体的な検討は行っておりません。当制度は、積算体系が明確になっていることが前提であり、統一的な積算基準が確立していない委託案件での早期導入は困難と考えています。(財務局)

4 最低制限価格は予定価格の85%以上で設定を。最低制限価格制度については、現在具体的な検討は行っておりませんが、仮に導入する場合には、営業種目ごとの特性を踏まえ、標準的な積算体系の構築と併せて検討していく必要があると考えています。(財務局)

2 予定価格の積算は、最低賃金の年度途中の引上げ等も見込んだ適正な設定を。また旧労務単価に基づいて契約した案件は、新労務単価への契約変更を。

20 十分な予算の措置並びに最低制限価格等を導入する場合の協議について

1 予算の積算にあたって

業者指名は、入札参加資格手続を経て登録された東京都入札参加資格名簿の登録業者の中から、指名基準に基づき、発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性、過去の履行成績等を踏まえて行っています。(財務局)

2 入札参加の際には、入札金額の根拠となる積算資料の要求を。都が発注する委託等の案件については積算資料の提出は求めています。低価格等積算内容の確認を行う必要がある場合には、個別の対応を行っております。(財務局)

3 業者指名段階あるいは落札後に、会社や個々の従事者の保険加入、最低賃金の遵守等を促す取り組みを。都が発注する委託等の従業員全ての加入状況を確認することは困難であり、またその権限もありません。社会保険の加入対策は、国の事業と考えています。しかしながら、未加入者への対応が重要であることは認識しており、財務局契約第二課発注の案件については、社会保険加入を入札参加条件とするなど、加入促進に努めています。(財務局)

4 総合評価案件以外でも、確実に履行させる取り組みを。

事業者の経営力については、資格審査時に年間総売上高、自己資本額などの客観的審査事項と営業種目ごとの売上高による主観的審査事項により審査しています。また、技術力など価格以外の要素を考慮する必要がある案件では、総合評価方式を採用することができることとしており、それ以外の案件でも、業務内容に応じて、入札参加に必要な条件を付すことにより、適正な履行の確保を図っております。(財務局)

5 評価結果の一般への公表について検討を。また、履行評価Aの業者に対する優遇措置、履行不良な業者は翌年度の入札参加から外すなどの措置を。

業務委託の品質の向上を図るため、これまで評定対象契約の希望者のみに行っていた評価結果の通知を、平成30年度より、全受託者に対して通知することとしています。受託者が自身の評価結果を認識することが品質の向上につながることを考えることから、現時点では評価結果の一般への公表を考えていません。また、業務委託成績評定実施要領では、優良事業者は優先的に指名することができるとしてあります。平成30年4月1日に当該実施要領を改正し、優良事業者の対象を従前からの「A」に加え、「B」まで拡大し、より優先的に指名

名でできる事業者の拡大を図っています。なお、同じ優良事業者であっても、段階的な加点の仕組みの新設や、加対象となる雇率の引き上げについては、登録事業者の法定雇率達成状況等を勘案しつつ、次回の定期受付に向け、引き続き検討していきます。(財務局)

4 十分な予算措置及び適正な予定価格の設定に関すること

1 障害者雇用促進モデル入札の復活と、対象となる等級の拡大を。

現行の資格審査では、雇率2%以上について5点加算していますが、段階的な加点の仕組みの新設や、加対象となる雇率の引き上げについては、登録事業者の法定雇率達成状況等を勘案しつつ、次回の定期受付に向け、引き続き検討していきます。(財務局)

3 入札参加資格定期受付、総合評価制度以外でも、障害者雇率が加点要素となる仕組みづくりを。障害者雇率に関する加点につきましては、入札参加資格受付時の資格審査において引き続き採用するとともに、総合評価方式のさらなる推進を通じて活用を図っていきます。(財務局)

4 障害者の雇用と就労の場を拡充するため、障害者の就労を明記する案件の新設等を。ご要望の趣旨については、まずは障害者雇用政策の中で整理されるべきものであり、ご提案いただいた「障害者の就労を明記する案件」につきましても、導入の是非や対象案件の抽出基準等について、障害者雇用を推進する事業所管局において検討し、進めていくものと考えています。当局といたしましては、ご要望内容について関係局と共有し、緊密に連携した上で、契約制度面での協力を行うっていく意向です。(財務局)

2 入札参加資格定期受付の際の審査事項について、段階的に加点する仕組みの検討を。令和3年4月には雇率2.3%以上となる予定のため、更なる検討を。

ご要望の趣旨については、まずは障害者雇用政策の中で整理されるべきものであり、ご提案いただいた「障害者の就労を明記する案件」につきましても、導入の是非や対象案件の抽出基準等について、障害者雇用を推進する事業所管局において検討し、進めていくものと考えています。当局といたしましては、ご要望内容について関係局と共有し、緊密に連携した上で、契約制度面での協力を行うっていく意向です。(財務局)